

[表 1] 労働不能程度区分

| | |
|---------------|--|
| ① 死亡 | 労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。 |
| ② 永久全労働不能 | 労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された 身体障害等級表 （下の表2参照。以下同じ）の 第1級～第3級 に該当する障害を残すもののことです。 |
| ③ 永久一部労働不能 | 労働災害の結果、 身体障害等級表 の 第4級～第14級 に該当する障害を残すもののこと、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にうそ失したもの b 身体の一部の機能を永久に喪失したもの |
| ④～⑥ 一時労働不能 | 労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できぬが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそぞれ失せずに治ゆして、 身体障害等級表 の 第1級～第14級 に該当する障害を残さないものをいいます。 |

【表 2】身體障礙等級表

| | |
|--|---|
| 1 両眼が失明したもの | 2の1 両の耳の聴力が全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になつたもの |
| 2 しゃべり及び言語の機能を失したもの | 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの |
| 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | 4 刮削 |
| 4 胸腹部器官の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | 5 脇部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの |
| 5 刮削 | 6 一手の母指を含み三の手指又是母指以外の四の手指を失つたもの |
| 6 上腕肢をひじ関節以上で失ったもの | 7 一手の五の手指又是母指を含み四の指の用を失したるもの |
| 7 下腕肢の全部を失したもの | 8 一足を1センチメートル以上短縮したもの |
| 8 下腕肢をひじ関節以上で失つたもの | 9 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの |
| 9 下腕肢をひじ関節以上で矢張りのもの | 10 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの |
| 9両下肢の全部を失したもの | 11 両足の足筋肉の全部の用を失したもの |
| 第2級 | 12 外脚に著しい運動障害を残すもの |
| 1 両眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの | 13 腹側のこうえを失つたもの |
| 2 両眼の視力が0.02以下になったもの | 1 丼眼の視力に著しい調節復能障害又は運動障害を残すもの |
| 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの | 2 丼眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの |
| 3の3 胸腹部器官の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの | 3 7巻以上に於て歯科補綴につぶさつとしたもの |
| 4 上腕肢を手筋節以上で失つたもの | 4 一耳の耳の外への部分を残したものの |
| 5 下腕肢を足筋節以上で失つたもの | 5 露音、胸音、舌音、肩こり音等は骨盤骨に著しい変形を残すもの |
| 6 下腕肢を足筋節の一部を失つたもの | 6 上腕の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの |
| 7 下腕肢を足筋節の一部を失つたもの | 7 下腕の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの |
| 8 上腕に筋膜節を残すもの | 8 長管音に変形を残すもの |
| 9 上腕に筋膜節以上で失つたもの | 8の2 一手の小指を失つたもの |
| 10 一足の足指の全部を失つたもの | 9 一手の赤指、中指又は環指の用を失したもの |
| 2 しゃべり又は言語の機能を失したもの | 10 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の二の足指を失つたもの |
| 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服するところがないもの | 11 一足の第一の足指又は他の四の正指の用を失したもの |
| 4 胸腹部器官の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの | 12 局部にがん性の神経症状を残すもの |
| 5 両手の手指の全部を失つたもの | 13 刮削 |
| 6 両手の手指の全部を失つたもの | 14 外脚に隣脚を残すもの |
| 7 両手の手指を失つたもの | 15 丼眼に隣脚を残すもの |
| 8 丼眼に半盲症、複視や双眼斜視等を残すもの | 16 一銀の視力が0.6以下になったもの |
| 9 丼眼のまぶたに著しい次脚を残すもの | 17 一耳に音痺症、複視や双眼斜視等を残すもの |
| 10 丼眼を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの | 2の2 正面横裂以外に複視を残すもの |
| 2 しゃべり及び言語の機能に著しい障害を残すもの | 3 丼眼のまぶたの一部に次脚を残し又はまづけはけを残すもの |
| 3 丼眼の聽力を全く失つたもの | 3の2 5巻以上に於て歯科補綴を加えたもの |
| 4 一耳に片耳筋節以上で失つたもの | 3の3 胸腹部器官の機能に障害を残すもの |
| 5 一耳に片耳筋節以上で矢張りのもの | 4 一手の手筋の用を失したもの |
| 6 両手の母指の全部を失つたもの | 5 一手の母指の指骨の一部を失つたもの |
| 7 両足リソフラ・筋節以上で失つたもの | 6 刮削 |
| 8 丼眼の視力が0.6以下になったもの | 7 刮削 |
| 9 丼眼の視力が0.1以下になったもの | 8 一下腕を1センチメートル以上短縮したもの |
| 10 丼眼の視力が0.02以下になったもの | 9 一足の第三の足指以下の二足は二の足指を失つたもの |
| 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの | 10 一足の第二の足指の用を失したもの、第二の足指を含み二の足指の用を失したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を失したもの |
| 3の3 胸腹部器官の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの | 11 一足の足筋肉の全部の用を失つたもの |
| 4 上腕肢を手筋節以上で失つたもの | 11 一足の正指の全部の用を失つたもの |
| 5 下腕肢を足筋節以上で失つたもの | 12 一足の正指以下の二足は二の正指の用を失つたもの |
| 6 上腕の足指の全部を失つたもの | 13 の2 外脚に正指相当の隣脚を残すもの |
| 7 丼眼の視力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 14 の2 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 8 丼眼の視力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 15 の2 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 9 丼眼の視力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 16 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 10 丼眼の視力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 17 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 2 しゃべり又は言語の機能に著しい障害を残すもの | 18 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 3 丼眼の聽力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 19 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 4 一耳の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 20 丼眼に正指相当の隣脚を残すもの |
| 5 丼眼の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 備考 |
| 6 丼眼の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 1 力の割定の判定は、五式評査法による。器具異常のあるものについてはきょう正規法について判定する。 |
| 7 丼眼の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 2 手筋を失つたものとは、母指は単指関節開閉、その他の手筋は近位指節関節開閉以上を失つたもの。 |
| 8 丼眼の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 3 単指関節開閉したものは、手筋の末梢部の半以上半以下、又は中手筋単指関節筋若しくは近位指節関節筋(母指にあっては母指単指関節筋)に著しい運動障害を残すもの。 |
| 9 丼眼の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 4 運動を失つたものとは、その筋肉が全部失ったもの。 |
| 10 丼眼の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になつたもの | 5 足筋の用を失つたものとは、脚の足背筋半筋以上半以下、その他の足筋は遠位指節関節筋(趾にあっては趾間筋)に著しい運動障害を残すもの。 |
| 7 一耳の手筋又は母指を含み四の手指を失つたもの | 6 一耳の手筋以外の手筋の遠位指節関節筋の一部を失つたもの。 |
| 8 上腕肢を筋膜節以上で失つたもの | 7 一耳の手筋以外の手筋の遠位指節関節筋を屈伸することができなくなつたもの。 |
| 9 上腕肢の三大関節中の二関節の用を失つたもの | 8 丼眼の第二の足指以下の二足は二の正指の用を失つたもの |
| 10 下腕肢を筋膜節に著しい隣脚を残すもの | 9 局部に神経症状を残すもの |



政府統計

令和2年労働災害動向調査 (総合工事業調査 下半期)

調查票記入要領

必ずお読み下さい

○この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とする目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありません。

○「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、1月～6月を上半期・7月～12月を下半期として年に2回実施しています。※当回は下半期についてご回答ください。

○下記の調査対象期間における状況について、**本紙中の記入要領に沿って調査票にご記入の上**、同封の返信用封筒を使って、**厚生労働省宛て**、下記の提出期日までに到着するよう、ご提出をお願いします。

○インターネットからオンライン回答を行うことも可能です。回答作業を簡素化できますので、ぜひご利用ください。オンライン回答の場合は、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照の上、同じく本紙中面の記入要領に沿ってご入力ください。

○工事中断等により実労働日数および実労働時間数が「0」の場合、オンライン回答はできません。（中面右端を参照）

調査対象期間・・・令和2年7月～12月
提出期日・・・令和3年1月20日(水)

調査票を記入する前に

- 1) この調査でいう「労働災害」とは、調査対象工事現場で働く労働者の、業務遂行中に、業務に起因（従事している仕事や付随行為が原因）した負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染症は除きます。
※なお、通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）はこの調査から除きます。

2) 労働災害に該当するか否かについては、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書（5号、7号）」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。調査票のご記入に当たっては、できるだけこれらの方を確認してお問い合わせください。

3) 今回の調査対象に選定されたのは、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。該当する工事現場についてのみご回答ください。（中面中央上を参照）

4) 労働災害の発生がなくても、調査票の記入をお願いします。その場合、「5.」は、各項目の合計欄に「0」を記入するのみで構いません。

調査票の記入について

- 1) 黒のボールペンまたは黒インクを使用してください。
2) 記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください
訂正印は必要ありません。数字は算用数字を使用し、単位や位（くらゐ）を間違えないよう記入してください。

調査票の記入が終わりました

- 1) 調査票各欄のご記入が終わりましたら、①記入担当者の氏名が所定の欄に記入してあるか、②記入事項が正しいか、③記入もれがないか、ご確認をお願いします。
 - 2) 調査票は、同封の返信用封筒を使って、令和3年1月20日までに到着するよう投函してください。
※オンラインによる回答の場合も、令和3年1月20日までにご回答をお願いします。
 - 3) 調査票の記入内容について、電話で照会する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福補統計室 安全衛生第二課

電話番号: 03-5253-1111(内線) 7669, 7661 受付時間: 9:30~17:00(12:00~13:00 土・日・祝日 12/29~1/3を除く)

